

平成30年第2回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年5月9日若狭町議会第2回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松正広 書記 北清水佳代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸
福 祉 課 長	深 水 滋	保 健 医 療 課 長	藤 本 斉
建 設 水 道 課 長	岡 本 隆 司	農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩
パレオ文化課長	山 口 勉	歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫
教育委員会 事務局長	三 宅 宗 左		

5. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
追加日程第 1	副議長の選挙について
追加日程第 2	若狭消防組合議員の選挙について
追加日程第 3	嶺南広域行政組合議会議員の選挙について
日程第 3	承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町 税条例等の一部改正について）

- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 50 号 平成 30 年度若狭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 同意第 1 号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 4 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 5 教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 6 予算決算常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 7 議会運営委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 8 広報特別委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 9 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について
- 日程第 8 議員の派遣について

(午前 9時14分 開会)

○議長（原田進男君）

おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました平成30年第2回若狭町議会臨時会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、出席をいただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

本臨時会には、専決処分の承認を初め一般会計補正予算、教育委員会委員同意の案件が提出されます。

慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成30年第2回若狭町議会臨時会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下裕君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第2回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆様には、お忙しいところ、全員の御出席を賜り心から厚くお礼申し上げます。

5月に入りまして、緑がまぶしい新緑の季節となり、若狭町の魅力が季節と共に増していく気がいたしております。

今年のゴールデンウィークは、天候にもまらず恵まれ、また、今年3月に供用開始しました舞鶴若狭自動車道、若狭さとうみハイウェイの三方五湖スマートインターチェンジの効果もあり、県内外から多くの観光客をお迎えすることができました。

先日、5月2日には、日本遺産「熊川宿」の新たなスポットとして、民間事業者により整備されました、熊川宿若狭美術館のオープニングイベントが開催されました。

今後この施設は、障害者アート、子ども美術、現代美術などの作品の展示施設として、地域の人々が憩い、賑わい、創出することで交流人口の増加や移住に繋がってまいるものと考えております。

さて、本日、提案いたします案件は、まず、若狭町税条例、若狭町国民健康保険税条例及び若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の3件について、専決させていただきました。それに加えまして、若狭町一般会計の補正予算、そして、若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案

をさせていただきます。

議員の皆様には、御審議の上、承認等賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番、辻岡正和君、6番、坂本豊君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（原田進男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

副議長坂本豊君より、5月8日付で願いのあった、副議長の辞職についてであります。閉会中のため、地方自治法第108条の規定により、議長において同日付にて許可をいたしましたので報告いたします。

次に、辻岡正和君より申し出のあった、教育厚生常任委員会への所属の変更及び小林和弘君の総務産業建設常任委員会への所属の変更については、閉会中のため、若狭町議会委員会条例第7条第6項の規定により、議長において変更いたしましたので報告いたします。

次に、議会運営委員会委員の福谷洋君、渡辺英朗君及び広報特別委員会委員の福谷洋君、熊谷勘信君より願いのあった、委員会委員の辞任についてであります。若狭町議会委員会条例第12条第2項の規定により、閉会中のため、議長において許可いたしましたので報告いたします。

次に、辞任により欠員となった、議会運営委員会委員2名及び広報特別委員会委員2名について、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、閉会中のため、議長において、次のとおり指名しましたので報告いたします。

議会運営委員会委員に、辻岡正和君、藤本武士君。広報特別委員会委員に、清水利一君、島津 秀樹君。以上のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、平成30年2月分及び3月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか、各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ここで、坂本豊君から、副議長退任の挨拶があります。坂本豊君。

○前副議長（坂本豊君）

副議長退任の挨拶をさせていただきます。

若狭町においては、さまざまな問題を抱えておりますけれども、大過なく職務を終わらせていただきました。議員各位の御協力、理事者各位、管理職の皆様の御尽力に心から感謝し、ここに退任の御挨拶をさせていただきます。いろいろとありがとうございました。

○議長（原田進男君）

ここで暫時休憩します。

（午前 9時23分 休憩）

（午前 9時25分 再開）

～追加日程第1 副議長の選挙について～

○議長（原田進男君）

再開します。

坂本副議長の辞職によって副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行ないたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認め、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行なうことに決定しました。

追加日程第1、副議長の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に辻岡正和君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました辻岡正和君を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。ただいま指名しました辻岡正和君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました辻岡正和君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

副議長当選受諾の挨拶をお願いします。辻岡正和君。

○副議長(辻岡正和君)

ただいま、皆様の御同意により副議長に選任されました辻岡正和です。今回、副議長に選任賜り心よりお礼を申し上げます。

これからは、今まで以上に職務の遂行と、よりよい議会の発展に尽力をしていくつもりでございます。

若狭町は人口減少、高齢化社会の加速により、財政の健全化を行うことが最重要課題であります。そこで、必要なものと、そうでないものを判断しメリハリある財政改革を進めて、この難局を乗り越えるため、議会と執行機関はそれぞれ独立、対等の立場で、そして議会議員は住民全体の代表者であるということを肝に銘じ、勇気を持つ

て活動し、若狭町民一人一人の幸せに安心して暮らせる町とするため、住民の付託に応えるべきと私は考えておりますので、議員各位並びに理事者の皆様の御理解と御協力を切にお願いを申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

～追加日程第2 若狭消防組合議員の選挙について～

○議長（原田進男君）

次に、若狭消防組合議会議員である辻岡正和君から、5月1日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員が1名欠員となっています。

お諮りします。

若狭消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認め、若狭消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

若狭消防組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

若狭消防組合議会議員に、北原武道君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました北原武道君を、若狭消防組合議会議員の当選人と定め

ることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました北原武道君が、若狭消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、若狭消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～追加日程第3 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について～

○議長(原田進男君)

次に、嶺南広域行政組合議会議員である坂本豊君、北原武道君から、4月27日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。このため、同組合議会議員が2名欠員となっています。

お諮りします。

嶺南広域行政組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認め、嶺南広域行政組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

嶺南広域行政組合 議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

嶺南広域行政組合 議会議員に、辻岡正和君、小林和弘君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました辻岡正和君、小林和弘君を嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました辻岡正和君、小林和弘君が、嶺南広域行政組合 議会議員に当選しました。

ただいま執行の嶺南広域行政組合議会議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～日程第3 承認第3号から日程第5 承認第5号～

○議長 (原田進男君)

次に、日程第3、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(若狭町税条例等の一部改正について)」から日程第5、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について)」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長 (森下裕君)

それでは、承認第3号から承認第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第3号「若狭町税条例等の一部改正について」であります。これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されました。

これに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第4号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。これにつきましても、同じく地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

続きまして、承認第5号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」であります。これにつきましては、先般の固定資産税の課税誤りに関する事案により、町税業務への信頼を失墜したことに対し、管理監督責任として、町長及び副町長の5月分の給料について、町長については100分の1

0、副町長については100分の7を減額するため、「若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例」の一部改正を4月18日付で、専決処分をさせていただいたものであります。

以上3件につきまして、それぞれ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従い御報告申し上げ、議会の承認を求めらるるものであります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

上程中の3議案に対する討論はありませんか

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行いません。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（原田進男君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（原田進男君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について）」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（原田進男君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第6 議案第50号 平成30年度若狭町一般会計補正予算（第1号）～

○議長（原田進男君）

次に、日程第6、議案第50号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下裕君）

それでは、議案第50号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の若狭町一般会計補正予算につきましては、先般の固定資産税の課税誤りにより、当該所有者に対します返還金として1,594万円を計上し、予算の総額を97億7,853万円とするものであります。

以上、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

上程中の議案に対する討論はありませんか

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行いません。

議案第50号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」に賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第50号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

～日程第7 同意第1号 若狭町教育委員会委員の任命につき

同意を求めることについて～

○議長（原田進男君）

次に、日程第7、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下裕君）

それでは、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、現在、本町の教育委員会委員は5名の委員により構成されておりますが、そのうち、田辺佐知夫氏は、本年5月13日をもってその任期が満了いたします。

そこで、田辺委員の後任の教育委員会委員として立井涼子氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

立井氏は、長年にわたり養護教諭として、小学校、中学校に勤務された後、平成29年4月からは「NPO法人若狭美&Bネット」に入社され、社会福祉や児童福祉の地域のリーダーとして御活躍されておられます。

その間、三十三地域づくり協議会の中心メンバー、また、三十三公民館運営審議会委員などとして、地域との密接な関わりを持ちながら、まちづくりの推進に御尽力いただいております。

なお、立井氏の教育委員会委員の任期は規定により4年であり、平成30年5月14日から平成34年5月13日までとなります。

社会を取り巻く環境が大きく変化し、教育の大切さが問われる昨今、立井氏は高潔な人柄で地域の信望も厚く、学校教育のみならず、社会教育の分野でも高尚な見識を十分備えられており、本町の教育委員会委員として適任者と存じますので、特段の御理解を賜りまして、御同意の程よろしくお願い申し上げ、同意の提案といたします。よろしく申し上げます。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案のありました議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、直ちに採決を行ないます。

同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います

【起立全員】

○議長（原田進男君）

起立全員です。よって、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午前 9時46分 休憩）

（午前 9時47分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。

先程、各委員会からそれぞれの正副委員長について決定報告がありましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に、清水利一君、副委員長に藤本武士君。教育厚生常任委員会委員長に坂本豊君、副委員長に熊谷勘信君。予算決算常任委員会委員長に辻岡正和君、副委員長に清水利一君。議会運営委員会委員長に今井富雄君、副委員長に小堀信昭君。広報特別委員会委員長に渡辺英朗君、副委員長に島津秀樹君。原子力発電安全対策特別委員会委員長に小堀信昭君、副委員長に松本孝雄君。

以上のとおりです。

～追加日程第4から追加日程第9 各委員会閉会中の継続調査について～

○議長（原田進男君）

次に、各委員会の委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第4から追加日程第9として直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。

「総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について」を、日程に追加し追加日程第4として、「教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第5として、「予算決算常任委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第6として、「議会運営委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第7として、「広報特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第8として、「原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第9として、直ちに議題にすることに決定しました。

お諮りします。

追加日程第4、「総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について」から、追加日程第9、「原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について」までの6件を、一括議題にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。各委員会の委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元に配布しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査をすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

～日程第8 議員の派遣について～

○議長(原田進男君)

次に、日程第8「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了しました。これをもって、平成3

0年第2回若狭町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、税条例の改正、一般会計補正予算、人事案件の同意についてが議決されました。

理事者各位におかれましては、本臨時会で可決された議案につきましては、適切な執行を願うものであります。

また、議会構成につきましても、一部変更しました。それぞれの立場で若狭町の更なる発展のために、御尽力いただきますようお願いいたします。

新緑が映える季節を迎えましたが、議員、理事者各位には、健康に十分ご留意をいただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会にあたり発言を求められています。発言を許可します。森下町長。

○町長（森下裕君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し適切なる御決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、本議会で議会の構成が新しくなりました。また、新しく副議長に辻岡正和議員が就任されました。心よりお祝い申し上げます。

また、議会の組織につきましても、新たな組織に構成をされました。今後、町行政に対しましても若狭町発展のため、なお一層の御理解、御指導をお願い申し上げたいと思います。

さて、今月から来月にかけて、町が主催する行事がいくつかございます。

今月の19日と20日には、「第27回若狭・三方五湖ツーデーマーチ」、また、来月の3日には、「第14回わかさあじさいマラソン」が開催されます。

是非とも、たくさんの皆様にご参加していただき、若狭町を大いに盛り上げていきたいと考えております。

いずれのイベントにしましても、若狭町の魅力を発信する絶好の機会です。おもてなしの心をしっかりもって、再び本町にお越し頂けるようにしたいと思います。

現在、若狭町では、交流人口拡大に向けた様々な事柄が進んでおります。

4月に開所しました「みさき漁村体験施設」、日本遺産「熊川宿」に整備されたシェアオフィス、美術館、また、5月からは、若狭テクノバレーにおいてエイ・ダブリュ工業・若狭が操業開始しました。

このあと、春から夏に向けましても今年の若狭町のキーワードでもあります連携と交流により、交流人口の拡大など、まちの重点施策を前にすすめていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、健康に十分、御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍していただきますよう御祈念申し上げ、閉会にあたりましての、お礼の御挨拶とさせていただきます。

(午前 9時56分 閉会)